令和８年（フ）第２４５号
奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘１丁目８番地12松井マンション206号室、前住所奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地（５―305）
債務者　三宅　由美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２５６号
奈良県橿原市東坊城町219番地の１　千洋ハイツ205号
債務者　槌谷　将成
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２６０号
奈良県北葛城郡広陵町大字疋相120番地４グリーンヒルズⅠ　105
債務者　櫻井やよい
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２６４号
奈良県橿原市石原田町222番地の３　ファミールＭ　202、前住所兵庫県宝塚市安倉南４丁目28番１号
債務者　永井　愛里
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２０７号
香川県高松市岡本町1329番地５
債務者　池上　俊彦
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３０５号
香川県高松市松島町２丁目10番13―205号ファーストビル
債務者　嶋本　昭二
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３０６号
香川県高松市庵治町1266番地１、旧住所静岡県浜松市浜名区西美薗106番地の１　ドリーム103
債務者　岡田はるか（旧姓上野）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１５７５号
東京都調布市富士見町３丁目18番地３皐月202
債務者　中村　有真（旧姓熊野、鎌田）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６５３号
東京都国立市中３丁目５番地の24国立サンフラワーＢ103
債務者　髙柳　　唯
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６６７号
東京都町田市原町田４丁目24―27ラ・フルール芹ヶ谷104号室、前住所神奈川県大和市西鶴間三丁目５番18―403号
債務者　田守　祥太
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６９３号
東京都八王子市弐分方町561番地１ピュアハウス１－Ｂ
債務者　橋本　雄治
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７０１号
東京都八王子市散田町１丁目７番３号ＴＯＰ西八王子217号
債務者　相馬　乃愛
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７９５号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野一丁目５番地瑞穂アパート23―306
債務者　菅野　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４１号
宮崎県都城市山之口町花木2101番地12　原口貸家東棟
債務者　金本　英明
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１４３号
宮崎県小林市細野4472番地１　細野西団地53―４―23
債務者　尾下　京子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１４４号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3584番地９、前住所宮崎県都城市立野町3784番地１　ガーデンハウスプリムローズⅠ203
債務者　桑田　梨沙（旧姓上原）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　宮崎地方裁判所都城支部